

すべてのこども・おとなに知ってほしい

概要

こども基本法 やさしい版 ってなに？



わかもの ひとり たいせつ そんざい
こどもや若者のみなさんには、一人ひとりがとても大切な存在です。

じぶん しあわ せいちょう く しゃかいぜんたい ささ じゅうよう
みんなが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

きほんほう しゃかい めざ わかもの かん とりくみ しさく すす
こども基本法とは、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めて
うえ きほん き ほりりつ
いく上で基本になることを決めた法律です。

れいわ ねん がつ かていちょう どうじ きほんほう うご だ
令和5年4月に、こども家庭庁ができるのと同時にこども基本法も動き出します。



しき
こども施策における
ていぎ
「こども」の定義

きほんほう さい さい ねんれい ひつよう
こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくならないよう、
こころ からだ せいちょう だんかい ひと
心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。

Q. こども施策が大切にしている考え方って何？



A しき
こども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

1 しき
すべての子どもが大切にされ、
たいせつ
基本的な人権が守られ、差別されること

2 しき
すべての子どもが大事に育てられ、
たいじ そだ
生活が守られ、愛され、保護される
せいかつ まも
権利が守られ、平等に教育を受けられること

3 しき
すべての子どもが、年齢や成長の段階により、
ねんれい せいちょう だんかい
じぶん ちょくせつかんけい
自分に直接関係することに意見を言えたり、
い けん い
かつどう さんか
さまざまな活動に参加できること

4 しき
すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に
い けん ねんれい せいちょう てい ど
よって、大事にされ、子どもの今とこれからに
だいじ いま
もっと よ ゆうせん かんが
とって最も良いことが優先して考えられること

5 しき
こそだ かてい
子育てをしている家庭のサポートが十分に
じゅうぶん
おこな かてい そだ
行われること、家庭で育つのが難しい子どもに
むづか
かてい おな かんきょう よう い
家庭と同じような環境が用意されること

6 しき
かてい こそだ ゆめ も
家庭や子育てに夢を持ち、
よろこ かん しゃかい
喜びを感じられる社会をつくること

Q. こども施策について意見を 言いたいんですが…？



A もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら
くに と どう ふ けん し く ちょうそん し さく
国や都道府県、市区町村は、こども施策を
すす
進めています。



Q. 私たちはどうやって意見を言うの？



A たとえば、次の方法を考えています。

- ・インターネットを使ったアンケート
- ・行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組
- ・おとの会議へのこどもや若者のみなさんの参加
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメント
(国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)



Q. 私たちから聴いた意見はどうなるの？



A みなさんから聴いた意見を大事にして、こども施策を進めています。
たと
例えば、みんなから聴いた意見をこどもに関する国の取組を
はな
話し合う大事な会議に届けたりしていきます。
くに と どう ふ けん し く ちょうそん し さく もくべき
そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、
い けん じつげん
みんなの意見が実現できるかどうかを考えながら、
し さく と く
こども施策に取り組んでいきます。



もっと詳しい
こども基本法についての
パンフレットはこちら！



<https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children>

※PDFではがある場所はクリックでアクセスできます。



「こども基本法」動画 やさしい版



<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

こどもまんなか
こども家庭庁